

松江市告示第 496 号

松江市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免の取扱要綱（平成 23 年松江市告示第 167 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 11 月 27 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(徴収猶予及び減免の手続き) 第 11 条 申請者は、規則第 15 条第 2 項の規定により、証明書の交付を受けたときは、 <u>資格確認書等</u> に当該証明書を添付して医療機関等に提出し、一部負担金の徴収猶予及び減免の適用を受けるものとする。	(徴収猶予及び減免の手続き) 第 11 条 申請者は、規則第 15 条第 2 項の規定により、証明書の交付を受けたときは、 <u>被保険者証</u> に当該証明書を添付して医療機関等に提出し、一部負担金の徴収猶予及び減免の適用を受けるものとする。

様式第 1 号中及び様式第 2 号中「被保険者証記号番号」を「記号・番号」に改める。

様式第 3 号中「被保険者証の記号番号」を「記号・番号」に改める。

様式第 4 号中及び様式第 5 号中「被保険者番号」を「記号・番号」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。